

看板の安全点検 していますか？



看板（屋外広告物）のルールを定めた山梨県屋外広告物条例が改正され、平成31年4月から **看板の点検が義務化** されました。

○点検の対象

すべての看板が対象です。

次の看板は対象外ですが、良好な状態に保つ適正な管理は必要です。
貼紙、貼札、のぼり旗、立看板、車両・船舶等に表示するものなど

○点検の方法・時期

目視、打診などにより、次の期間内ごとに点検をする必要があります。

【点検時期】

許可が必要な看板：許可の有効期間内

許可が不要な看板：堅ろうな物は3年以内

（小規模な自家用看板等） その他の物は2年以内

！この期間内であればいつ点検を行ってもかまいません。
他の点検（特殊建築物定期調査報告など）と併せて行うことが容易です。
さらに年1回の打診などの点検も推奨しています。

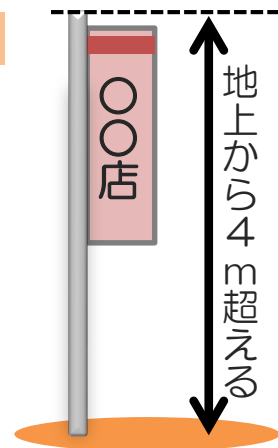
○有資格者による点検が必要な看板

【対象看板】

看板の上端の高さが地上から4メートルを超えるもの

【資格】

- ・屋外広告士
- ・建築士
- ・山梨県屋外広告物講習会修了者
- ・他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練修了者（広告美術科にかかもの） など



○点検結果の保存、報告

- ・点検結果は、次回点検するまで、または除却するまでの間、保存する必要があります。
- ・許可が必要な看板は、更新時に「広告物等安全点検報告書」により報告する必要があります。

○「山梨県屋外広告物安全点検指針」をご活用ください。

安全点検を実施する際に参考となる「山梨県屋外広告物安全点検指針（平成31年4月）」を作成しています。点検箇所や点検の方法、点検結果の記載例を掲載しています。

山梨県 屋外広告物



で検索

点検を実施する際
にご活用ください。



【事故事例】

高さ15メートルの位置から看板が落下し、
通行人の頭部を直撃し、意識不明の重傷を
負う事故が発生しました。

店舗責任者に対して管理上の過失につい
て刑事責任を問われ、業務上過失致傷罪
が成立するとして刑が言い渡されました。

15メートルの
高さから看板落下



！危険の兆候をチェック！



サビは、破損、変形などの第一歩

看板のオーナーや管理者には管理義務があります。

- ・許可が不要な看板(小規模な自家用看板等)にも
管理義務があります。
- ・看板落下などの事故が起こった場合、管理責任や
賠償責任を問われる可能性があり、長年積み重ね
てきた信頼を一瞬で失うことになりかねません。



看板を安全に管理するために定期的な点検を行いましょ。

■ 看板（屋外広告物）に関する相談窓口

○次の地域の場合は県出先機関へ

- ・昭和町……………中北建設事務所 055-224-1677
- ・山梨市・甲州市……………峡東建設事務所 0553-20-2806
- ・市川三郷町・富士川町・身延町・南部町……………峡南建設事務所 055-240-4120
- ・都留市・大月市・上野原市・丹波山村……………富士・東部建設事務所 0554-22-7836
- ・富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村……………富士・東部建設事務所 吉田支所 0555-24-9049

○次の地域の場合は各市町村へ

- ・甲府市 ※055-237-5829
- ・南アルプス市 055-282-6397
- ・北杜市 0551-42-1361
- ・甲斐市 055-278-1669
- ・中央市 055-274-8552
- ・韮崎市 0551-22-1111
- ・笛吹市 055-261-3334
- ・早川町 0556-45-2513
- ・道志村 0554-52-2114
- ・忍野村 0555-84-7793
- ・富士河口湖町 0555-72-1976
- ・小菅村 0428-87-0111

※甲府市は平成31年4月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 景観づくり推進室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1325 FAX055-223-1857